石川県情報公開審査会の答申概要（答申第１００号）

１　異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第１３８号）
三箇用水堰から取水する大野庄用水及び中村高畠用水の調整ゲートの構造図面及び管理方法に関する文書

２　担当課（所）　　土木部県央土木総合事務所

３　異議申立て等の経緯
（1）H19. 4.10　公開請求
（2）H19. 4.24　不存在決定
（3）H19. 6.15　異議申立て
（4）H20. 3.27　諮問
（5）H23. 6.10　答申

４　諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

| 該当条項 | 審　査　会　の　判　断　要　旨 |
|---|---|
| 条例第１１条第2項（不存在） | １　調整ゲートの構造図面について<br>実施機関は、本件処分において、調整ゲートの構造図面については、探索の結果、対応する公文書の存在を確認できなかったので、廃棄されたものと認識して不存在決定を行ったとしている。<br>また、実施機関は、三箇用水堰について河川改修に併せて昭和５１年度に設置したと述べている。<br>昭和５１年度当時の河川工事に係る文書の保存期間は、石川県文書分類表（昭和４５年訓令第３号、平成５年廃止）で規定されている。<br>しかしながら、調整ゲートの構造図面を含む工事関係文書が、この分類表のどの項目に該当するとして管理されていたかについて、現時点において明確にすることは困難であり、また、他に当該文書の存在をうかがわせるに足る資料等は確認できなかった。<br>このようなことから、実施機関が保有していないとして不存在決定を行ったことは、結論として妥当といわざるを得ない。<br>２　管理方法に関する文書について<br>実施機関は、本件処分において、管理方法については定めた文書はないと述べておりまた、他に存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、実施機関が、保有していないとして不存在決定を行ったことは、結論として妥当である。 |

５　審議経緯　　審査回数　3回

（別　　紙）
答申第１００号

# 答　　申　　書

平成２３年6月

石川県情報公開審査会

## 第１　審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在を理由として非公開とした決定は、結論として妥当である。

## 第２　異議申立てに至る経緯

### １　公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成１２年石川県条例第４６号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定により、実施機関に対し、平成１９年４月１０日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

三箇用水堰の中の大野庄用水と中村高畠用水の取水量を調整するゲート（以下「調整ゲート」という。）の構造が分かる図面及び管理方法に関する文書

### ２　実施機関の決定

実施機関は、平成１９年４月２４日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

調整ゲートの構造については、図面を保管していないため公文書は存在しない。

また、管理方法については定めたものがないため公文書は存在しない。

### ３　異議申立て

異議申立人は、平成１９年６月１５日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### ４　諮問

実施機関は、平成２０年３月２７日に、条例第１９条第１項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第３　異議申立人の主張要旨

### １　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）調整ゲートの構造図面について

三箇用水堰及び付帯構造物は石川県が設置したものであり、その図面は、施設が廃棄又は改修されるまでの間、その維持、管理のため保存されていなければならないものであり、永久保存文書であるはずなので、公文書は存在するはずである。

（2）管理方法に関する文書について

三箇用水堰の転倒堰は県が管理しており、この転倒堰で各用水への分水量の大枠が決められ、調整ゲートで微調整されるものであり、調整ゲートの管理方法に関する操作規則等の文書がなければ一定流量の取水を行うことができないので、当然あるべきものである。

実施機関の理由説明書には、転倒堰のことについて記載するのみで、調整ゲートの管理方法に関する文書の不存在の理由は示されていない。

## 第４　実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

三箇用水堰については、実施機関が、昭和５１年度に、犀川大橋付近の河川改修に併せて整備したものである。

異議申立人は、三箇用水堰から取水する大野庄用水及び中村高畠用水について、それぞれ調整ゲートが存在するとして、その構造図面と管理方法に関する文書を公開請求したものである。

１　調整ゲートの構造図面について

本件処分にあたっては、工事関係文書を探索したが、調整ゲートの構造図面は確認することができなかったので、廃棄されたものと認識して不存在決定を行った。

２　管理方法に関する文書について

調整ゲートの管理方法については、定めたものがないため、請求に係る公文書は存在しない。

なお、転倒堰の管理方法については、堰高の変更による取水量調整を行わず固定し、越流水深が０．６メートルになると自動倒伏するよう設定しているものであるが、当該設定を行った当時の文書は廃棄済みであるため存在しない。

## 第５　審査会の判断理由

### １　条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### ２　本件請求文書の性格等について

三箇用水堰から取水する大野庄用水と中村高畠用水の調整ゲートの構造が分かる図面及び管理方法に関する文書である。

## 3　本件請求文書に対応する公文書の不存在について

（1）調整ゲートの構造図面について

実施機関は、本件処分において、調整ゲートの構造図面については、探索の結果、対応する公文書の存在を確認できなかったので、廃棄されたものと認識して不存在決定を行ったとしている。

また、実施機関は、三箇用水堰について、実施機関が、河川改修に併せて昭和５１年度に設置したと述べており、本件公開請求に係る調整ゲートについても、当該年度の前後に実施機関が設置したものと推認される。

当審査会において調査したところ、昭和５１年度当時の河川工事に係る文書の保存期間は、石川県文書分類表（昭和４５年石川県訓令第３号、平成５年廃止）で規定されている。

しかしながら、調整ゲートの構造図面を含む工事関係文書が、この分類表のどの項目に該当するとして管理されていたかについて、現時点において明確にすることは困難であり、また、他に当該文書の存在をうかがわせるに足る資料等は確認できなかった。

このようなことから、実施機関が保有していないとして不存在決定を行ったことは、結論として妥当といわざるを得ない。

（2）管理方法に関する文書について

実施機関は、本件処分において、管理方法については定めた文書はないと述べており、また、他に存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、実施機関が、保有していないとして不存在決定を行ったことは、結論として妥当である。

なお、実施機関の理由説明書では、異議申立書の「現在も転倒堰の管理は県央土木事務所で行っていると聞いている」との記載に応える形で、「堰の高さは一定に固定し、堰高の変更による取水量調整は行っていない」と転倒堰について述べているが、公文書公開請求書では、前述のとおり、調整ゲートについて請求する旨記載されており、転倒堰ではなく、調整ゲートに関して公開請求したものである。

## 4　文書の管理について

調整ゲートについては、現在も三箇用水堰から取水された用水の余水吐付近に存在し、その構造を地表から確認することが困難なものである。

このような現有施設、設備の構造図面については、その適切な維持管理を図るうえから、廃止等に至るまで保管することが望ましいと考えられるので、今後の同様な文書の保管にあたって留意することが望まれる。

## 5　異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、各用水の取水量を調整するための調整ゲートの管理方法に関する文書がなければ維持管理できないと主張しているが、当審査会はこの

適否を審議する立場にはなく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

６　まとめ

以上の理由により、第１に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第６　審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

＜別表＞

審　査　会　の　処　理　経　過

| 年　月　日 | 処　理　内　容 |
|---|---|
| 平成20年４月１日 | ○諮問を受けた。（諮問案件第１３８号） |
| 平成20年５月１日 | ○実施機関（土木部県央土木総合事務所）から理由説明書を受理した。 |
| 平成20年５月26日 | ○異議申立人から意見書を受理した。 |
| 平成22年11月26日<br>（第205回審査会） | ○事案の審議を行った。 |
| 平成23年４月27日<br>（第212回審査会） | ○事案の審議を行った。 |
| 平成23年５月26日<br>（第213回審査会） | ○事案の審議を行った。 |